

別表第1

さくら市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 市工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
(過失による粗雑工事)	
2 市工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
3 市内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、市工事等の施工等に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 市工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
6 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 市工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内
8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 2か月以内

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 使用人（有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6 か月以上 24か月以内</p> <p>5 か月以上 18か月以内</p> <p>3 か月以上 12か月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>5 か月以上 18か月以内</p> <p>3 か月以上 12か月以内</p> <p>2 か月以上 6か月以内</p>
<p>3 次のイ又はロに掲げる者が本市外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>5 か月以上 18か月以内</p> <p>2 か月以上 6か月以内</p>
<p>4 次の場合において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>イ 市工事等にかかる違反行為</p> <p>ロ 本市内における工事等にかかる違反行為（上記イに掲げる場合を除く。）</p> <p>ハ 上記イ及びロ以外の工事等にかかる違反行為（競売入札妨害又は談合）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6 か月以上 24か月以内</p> <p>5 か月以上 18か月以内</p> <p>3 か月以上 12か月以内</p>
<p>5 市工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6 か月以上 24か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>6 次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等又は使用人 （重大な独占禁止法違反行為等）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>5 か月以上 18か月以内</p> <p>3 か月以上 12か月以内</p>
<p>7 本市の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事等に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>ロ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （建設業法違反行為）</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12か月以上 36か月以内</p>
<p>8 市工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 か月以上 9か月以内</p>
<p>9 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。 （不正又は不誠実な行為）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 か月以上 9か月以内</p>
<p>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 か月以上 9か月以内</p>
<p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 （暴力団等）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 か月以上 9か月以内</p>
<p>12 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団等（暴力団及び暴力団員等）であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p>
<p>13 有資格業者である個人又は有資格業者の役員が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力団等を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 か月以上 6か月以内</p>
<p>14 有資格業者である個人又は有資格業者の役員が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 か月以上 6か月以内</p>